

令和4年1月12日

教員各位

理事（教学担当）中村 和彦

2021年度後期授業の実施方針について（改訂）

2021年度の後期授業の実施方針については9月30日付けのCNS掲示板等において対面での通常授業を可能として通知したところですが、今般、新型コロナウイルスのオミクロン株の流行により、国内及び山梨県内において感染が再拡大していることを踏まえ、1月13日より当面の間、講義科目的授業については、オンライン授業を推奨することとします。ただし、臨時定員の範囲内で対面授業の実施が適切と判断された場合は「2021年度後期における授業実施方針について（改訂版）」における【新しい生活様式の実践】等に沿って、対面授業等を実施してください。

授業の実施方法については、各教員から受講学生へCNS等で通知をお願いします。引き続き、感染防止に向けて一層のご配慮とご協力ををお願い申し上げます。なお、今後も学内及び学外での感染状況を踏まえた上で、授業の実施方針について変更する場合があります。その際は改めてお知らせいたします。

2021年度後期における授業実施方針について(教員用) (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全部を考慮し、令和4年1月13日からの授業等は原則として以下のように実施します。

I.【新しい生活様式の実践】

1. 一人ひとりの基本的感染対策

- (1) 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- (2) 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- (3) 外出時や屋内でも会話をするとき、マスクを着用。
- (4) 自宅に帰ったらまず手や顔を洗う。
- (5) 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- (6) 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。手指消毒薬の使用も可。
- (7) 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

2. 日常生活を営む上での基本的生活様式

- (1) まめに手洗い・手指消毒・咳エチケットの徹底。
- (2) こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に）。
- (3) 身体的距離の確保。
- (4) 「3密」の回避（密集、密接、密閉）。
- (5) 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行。
- (6) 毎朝の体温測定(37.0度未満)、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養。

3. 移動に関する感染対策

- (1) 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- (2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も推奨。
- (3) 地域の感染状況に注意する。

II.【授業実施に係る基本方針】

1. 本授業実施方針は令和4年1月13日より適用する。
2. 実験・実習・実技・演習などを除き、講義科目は、「オンライン授業」を推奨する。ただし、対面授業の実施が適切と判断される場合においては、臨時定員の範囲内で対面授業を実施することができる。
3. 専門科目等で、オンライン授業と対面での授業が前後に混在する場合は、当該教育プログラム（当該学科等）で状況を把握するとともに、学生の過度の負担とならないように配慮する。
4. 感染状況が悪化した場合、講義科目等はすべて原則「オンライン授業」とする。

III.【講義等の実施に係る方針】

1. 各教育プログラムは、オンライン授業の実施状況と履修学生の状況を把握し、必要に応じて全学で情報共有しつつ、個々の課題を解決すること。

2. オンライン授業においても、シラバスに記載した到達目標を達成できるように適切に授業設計を行うこと。
3. 達成度評価については、学期中間や学期末における通常の筆記試験を用いた「総括的な評価」に固執することなく、オンライン試験の実施や小レポートの活用により複数回にわたって授業の理解度の把握に努め、隨時適切なフィードバックを行うことにより学習目標の達成をめざす「形成的な評価」を試みる等、到達目標に応じた適切な達成度評価手法を選択すること。
この際、学生間に不公平が生じないよう、十分に配慮すること。
4. オンライン授業においても 1月 13日から 2月 3日の期間は、時間割に決められた曜日・時限・教室等は当該授業で利用してよい（但し、諸般の事情により、教室を移動してもらうこともあり得る）。
5. オンライン授業を自宅等で受講できない履修学生は、学内の Wi-Fi 環境を利用して受講するものとすること。
この際、両隣・前後の席を空けて、学生間に十分な距離を取るように配慮するとともに、換気にも充分注意すること。
6. 履修者が臨時定員を超える場合には、隔週でオンラインと対面を切り替えさせるなど、授業担当教員が適宜調整すること。
7. 授業回数のカウントは、授業内容によって担当教員が弾力的に判断すること。
8. 著作権について十分に配慮すること。
学生にも著作権の順守を求め、講義動画の録画や学生間・インターネット上の共有を決して行わないように指導すること。
9. オンライン授業の実施については、大学教育センターで情報提供とサポートを実施する。

IV.【実験、実技、実習、演習等の実施に係る方針】

1. 学部・研究科等の各種教育プログラムの実情に応じて様々な工夫を凝らし、前述 I. 【新しい生活様式】が常に保たれた環境を厳密に確保した上で、細心の注意を払って実施すること。
2. 感染状況が悪化し、学生を一か所に集めて実施できなくなった場合の対策も各プログラムにおいて検討しておくこと。

V.【その他】

1. やむを得ない事情で授業（オンライン授業も含める）が実施できない場合、レポート・研究課題を課す、休日を利用して授業を行うなど、授業担当教員の裁量と責任により、授業と同等の教育を実施し、その質を保証すること。
2. 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学修課題を適切に課すこと努めること。
3. 本方針はあくまでも原則であり、授業内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず授業を実施することができる。その場合には、授業担当教員の責任において、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底的に行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症の状況の変化に伴い、本方針を見直す場合があり得る

対面授業「臨時定員」目安一覧

	教室名	収容定員	試験定員	臨時定員 (交互席)
L号館	L C - 1 1	80	40	40
	L C - 1 2	56	35	28
	L C - 1 3	56	35	28
	L C - 1 4	72	48	36
	L C - 1 5	56	35	28
	L C - 1 6	56	35	28
	L C - 1 7	80	40	40
	L C - 2 1	56	35	28
	L C - 2 2	56	35	28
	L C - 2 3	81	54	41
	L C - 2 4	81	54	41
	L C - 2 5	56	35	28
	L C - 2 6	56	35	28
	L C - 2 7	120	80	61
M号館	M - 1 1	126	63	61
	M - 1 2	275	146	98 ※
N号館	N - 1 1	216	118	76 ※
	N - 1 2	218	129	78 ※
	N - 2 1	45	30	23
	N - 2 4	68	34	34
	N - 3 2	104	52	50
	N - 3 3	68	34	34
	N - 4 1	104	52	52
	N - 4 2	68	34	34
S1号館	S 1 - 1 1	123	82	60
	S 1 - 1 2	20	10	10
	S 1 - 1 3	54	32	26
	S 1 - 1 4	123	78	61
	S 1 - 2 1	28	17	24
	S 1 - 2 2	114	76	56
Y号館	Y - 1 1	84	48	42
	Y - 1 2	77	44	39
	Y - 1 3	40	24	20
	Y - 1 4	40	24	20
	Y - 1 5	110	66	55
	Y - 3 1	129	82	65
	Y - 3 2	129	82	65
	Y - 3 3	129	82	65
A1号館	A 1 - 1 1	70	44	35
	A 1 - 3 1	66	40	31
	A 1 - 4 1	70	36	35
A2号館	A 2 - 1 1	80	40	40
	A 2 - 1 2	80	40	40
	A 2 - 2 1	323	176	99 ※
B2号館	B 2 - 1 1	136	90	66
	B 2 - 2 1	69	45	35
	B 2 - 2 2	69	45	35
	B 2 - 3 1	69	45	35
	B 2 - 3 2	69	45	35
	B 2 - 4 1	69	45	35
	B 2 - 4 2	69	45	35
	B 3 - 2 1	64	32	32
B3号館	B 3 - 2 2	60	34	30
	T 1 - 1 1	100	50	50
	T 1 - 1 2	120	60	60
	T 1 - 2 1	100	50	50
	T 1 - 2 2	120	60	60
	T 1 - 3 1	120	60	60
T1号館	T 1 - 3 2	120	60	60

※ 収容人数の多い大教室については、学生の授業前後の密集、密着を考慮のうえ他教室より低い比率で定員の設定を行った。

※対面授業における臨時定員(交互席)の目安は、下図の例のとおり前後左右1座席空けて座ることを想定し、収容定員の1/2～1/3程度の定員数としています。

